

重要事項説明書

指定（介護予防）訪問看護 五輪橋訪問看護ステーション

1. 事業所の概要

事業所名	五輪橋訪問看護ステーション（0160590295）
所在地	札幌市南区川沿2条1丁目2-54
電話番号・FAX	TEL：571-1823 FAX：571-9127
事業の実施区域	札幌市南区全域、豊平区・中央区の一部

2. 事業所の職員体制

従業者の職種	員数	資格	勤務体制
管理者	1	看護師	常勤
看護師等	6	看護師6名 （内、1名管理者兼務）	常勤5名、非常勤1名
理学療法士等	2	理学療法士等2名	非常勤2名

3. 営業日・休日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休日	土曜日・日曜日・祝日・特別休日（12/30～1/3）
営業時間	月曜日～金曜日（9：00～17：00） ※24時間緊急時の対応あり（要契約）

4. 事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的とします。

5. 運営の方針

- ア) 訪問看護ステーションの看護師等は、利用者の心身の状況等をふまえて日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- イ) 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6. サービスの概要

- | | |
|------------------|---------------------|
| ア) 健康状態の観察と相談 | イ) 日常生活の援助と介護指導 |
| ウ) 床ずれの予防や傷の処置 | エ) ターミナルケア |
| オ) 医師の指示による医療処置 | カ) リハビリテーション |
| キ) ご家族の介護指導や療養相談 | ク) 福祉サービスの利用についての相談 |

7. 緊急時における対応方法

- ア) 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- イ) 利用者の不安を少しでも軽減するため、24時間連絡体制を整備しています（要契約）。

8. 秘密の保持

- ア) 当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の個人情報 は 堅く秘密を保持します。職員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- イ) サービス担当者会議等において、個人情報を 用いる場合は、利用者及び家族から 予め同意を得たうえで 行います。
- ウ) 個人情報保護に関しては、当事業所の基本方針に基づき実施します。

9. 利用料

- ア) 利用者が、介護保険法の適用を受ける場合は、介護保険負担割合証に記載のある負担割合にて、自己負担額を請求させていただきます。厚生労働大臣が定める疾病等や、特別訪問看護指示書期間にある等、法令により医療保険が適用となる場合は、医療保険での訪問看護費の請求となります。
- イ) 利用者が、通常の事業の実施区域以外に居住している場合及び、医療保険法の適用を受ける場合は、別途料金表記載の交通費等を請求させていただきます。
- ウ) 介護保険、医療保険以外での訪問看護利用費は料金表に記載の通りとなります。
- エ) 介護保険での訪問看護費に関して、支給限度額を超えての利用となった場合については、その支給限度額を超えた分の費用に関して、全額自己負担にてご負担いただきます。

10. キャンセル料

正当な理由がないにも関わらず、事前に連絡がなく予定されていた訪問看護サービスを利用者がキャンセルした場合、予定されていた訪問看護費の全額（100%）のキャンセル料を請求させていただきます。

11. 解約

利用者は、当事業所が行う指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービスについては、いつでも解約することができます。

12. サービスに関する苦情処理

当事業所が行う指定（介護予防）訪問看護サービスにおいて苦情が発生した場合には、管理者・苦情相談窓口へ速やかに連絡し必要な措置を講じます。苦情の内容に応じて利用者に対する事実の確認、連絡調整、改善を行なうとともに、必要により訪問看護担当者、事業所の変更等の対応を行います。

苦情相談窓口：所長 大栗 瞳

電話：011-571-1823 FAX：011-571-9127

第三者機関の相談窓口

- ・北海道国民健康保険団体連合会

電話：011-231-5161 住所：札幌市中央区南2条西4丁目

- ・札幌市保健福祉局保健福祉部介護保険課

電話：011-211-2547 住所：札幌市中央区北1条西2丁目

- ・福祉サービス苦情相談センター

電話：011-632-0550 住所：札幌市中央区大通19丁目

13. 事故発生時の対応

当事業所が行う指定（介護予防）訪問看護サービスにおいて事故が発生した場合には、必要な処置を講じ、市町村、当該利用者の家族、主治医等に速やかに連絡します。

また、事故の状況および事故に際して採った処置等について記録を残し、事故の原因究明、再発防止の為の対策を講じます。

当事業所の責めに帰すべき理由により、利用者またはその家族に損害が発生した場合は、速やかに損害賠償を行ないます。

以下、余白